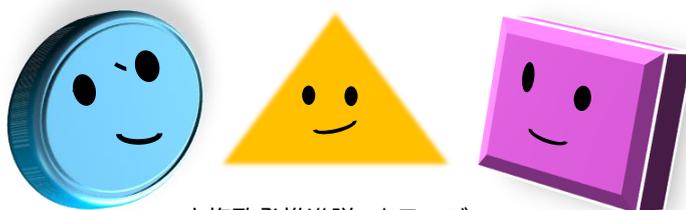


豊後高田市人権施策基本計画

実施プラン

〔2025年度～2027年度〕



人権啓発推進隊 カラーズ

豊 後 高 田 市

目 次

第1章 実施プラン(2025年度～2027年度)策定の主旨	2
第2章 課題目標と個別事業	3
I 人権全般に関する問題	3
II 分野別施策の推進	5
1 部落差別問題	5
2 女性の人権問題	7
3 子どもの人権問題	9
4 高齢者の人権問題	11
5 障がい者の人権問題	13
6 外国人の人権問題	15
7 医療をめぐる人権問題	16
8 さまざまな人権問題	17

第1章 実施プラン(2025年度～2027年度)策定の趣旨

豊後高田市ではこれまで、さまざまな人権教育・啓発などを通じて、人権文化の構築に向けた人権施策の総合的推進を図ってきました。

その結果、市民の人権問題に対する認識は、高まりつつあると言えます。

しかしながら、近年の情報化、国際化の急速な進展、社会・経済状況の急激な変化などに伴い、プライバシー保護、ネット社会の人権侵害、犯罪被害者やその家族の人権問題、さらには、女性や子ども、高齢者等に対する虐待など、深刻な人権侵害事象や偏見及び差別は依然として存在しています。

また、2016年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されましたが、この3つの法律を実効性あるものにするにより、「人権が尊重されるまち」づくりが実現し、人権尊重社会が確立されていくと考えます。

本来、すべての行政施策は人権が配慮されたものでなければなりません。

このことに伴い、「市民一人ひとりの人権が真に尊重される差別のない社会」を築くために、さまざまな人権問題に関する人権教育・啓発の指針となる「豊後高田市人権施策基本計画」（以下「基本計画」という。）を2006年（平成18年）12月に策定しました。

そして、2023年（令和5年）には、市民の人権・部落差別問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とする事を目的に、「人権に関する市民意識調査」を実施し、2025年（令和7年）3月に「基本計画」の改定を行いました。

この「基本計画」に基づき、本市における人権教育・啓発を具体的に推進するためには、全庁的な連携を図り、総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。

前回の実施プランにおいては、各事業について概ね達成又は、それにむけた方向で進捗しているものの、さらなる人権意識の高揚を図るため、今後も継続しておこなっていかねばなりません

そこで、今回の実施プランにおいても前回に引き続き、具体的な取り組みを明確にするとともに計画の実施期間を「3年」と定めます。そして、1年度単位で進捗状況を確認しながら、計画期間終了後に実績確認を行い、次期計画に反映させていきます。

第2章 課題目標と個別事業

実施プランの具体的な取組については、人権問題全般を扱う事業を集めた「人権全般に関する問題」と、基本計画において示した「部落差別問題」「女性の人権問題」「子どもの人権問題」「高齢者の人権問題」「障がい者の人権問題」「外国人の人権問題」「医療をめぐる人権問題」「さまざまな人権問題」の分野別8課題を取り上げます。

事業目標について

- A …… 現在実施している事業を継続
- B …… 現在実施している事業を拡充
- C …… 現在実施している事業を2027年度(令和9年度)までに拡充

I 人権全般に関する問題



【施策の方向性】

共通する人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、各課題ごとの取組に、市民が積極的に参加・交流を図るための施策や人権救済・擁護のための制度や施策を充実・活用していくことを基本に、人権問題についての実態の把握に努めながら総合的な人権施策を構築していきます。

課題目標	(1) あらゆる場における教育・啓発 ①学校や保育所における教育・啓発 ②地域社会や家庭における教育・啓発 ③企業（職域）における教育・啓発 ④特定職業従事者に対する教育・啓発 (2) 人材の養成と推進環境の整備 (3) 関係機関・団体等との連携及び市民との協働 (4) 相談・支援・人権擁護の推進
------	--

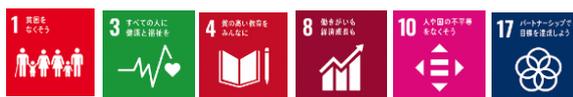
《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
(1) あらゆる場における教育・啓発	① 学校や保育所における教育・啓発	人権意識を高める学習を進め、主体的な行動力や豊かな創造力など「生きる力」を育み、一人ひとりの個性やお互いの人権を認め合う学習を推進する。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 子育て支援課 学校教育課 教育総務課
	② 地域社会や家庭における教育・啓発	市民が日頃から人権問題について考え、自主的・自発的にその解決に取り組むことが重要であるため、自治会・子育てサークル・PTA・公民館・老人クラブなどの諸機関との連携を図り、研修会の開催に努める。	B	人権啓発・部落差別解消推進課 総務課 子育て支援課 学校教育課 教育総務課 社会福祉課
	③ 企業（職域）における教育・啓発	関係する企業や団体（指定管理者等の業務委託先を含む）に対し、人権問題に関する情報提供を行うとともに、研修開催について積極的に働きかけ自主的・主体的な活動を促す環境を整備する。	B	関係各課

	④	特定職業従事者に対する教育・啓発	特定職業従事者（市職員や教職員・消防職員など）に対して、積極的な人権研修を行う（部落差別問題を1回入れる）。また、市職員については、職場内で計画的に研修を実施し、内容の充実を図り、人権意識の涵養に努める。	B	人権啓発・部落差別解消推進課 総務課 学校教育課
(2) 人材の養成と推進環境の整備		人材の養成	国・県・各種団体の実施する研修会等を活用するなかで、教育や啓発の企画ができる人材の養成に努める。	C	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館 総務課 学校教育課 教育総務課
		推進環境の整備	豊後高田市人権教育啓発推進協議会へ新たな団体の加入促進と人権講師団の育成に努める。	C	人権啓発・部落差別解消推進課 教育総務課
(3) 関係機関・団体等との連携及び市民との協働		国・県・関係団体等との連携	計画を効果的に推進するために、国・県・関係団体等との連携は不可欠であり、人権関連情報・教材・指導者等必要な情報の共有について連携する。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館 学校教育課 教育総務課
		市民との協働	ボランティアやNPO・NGOと、行政との協働を推進し、地域における人権問題の解決のため、市民や団体との相互協力体制に取組み、その活動が発展強化されるよう支援する。	A	関係各課
(4) 相談・支援・人権擁護の推進		相談、支援体制の拡充	人権問題の複雑かつ多様性から、各関係機関のネットワークを活用し関係機関につなげるとともに、法律やカウンセリングなどの専門的な研修に参加し、スタッフの資質向上に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 教育総務課
		人権擁護の推進	毎月、人権擁護委員による人権相談が行われているほか、大分方法務局宇佐支局や人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館などで随時相談を受け付ける。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館

II 分野別施策の推進

1 部落差別問題



【施策の方向性】

同和教育の推進にあたっては、「部落差別の解消の推進に関する法律」に加え、「豊後高田市人権施策基本計画」などが重要な柱となってきますが、このことは、本市がこれまで取り組んできた同和教育の実践と方向性を同じくするものです。

今後の推進にあたっては、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と反省を踏まえつつ、引き続き諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、施策の推進にあたっては、家庭・学校・地域・職場・行政が連携し、効果的に事業・研修会等を行うとともに、これらの取組を通して部落差別問題を人権問題の重要な柱として捉え、教育・啓発を積極的に推進します。

課題目標	1 人権意識の普及・高揚 2 教育の充実 ①学校教育 ②社会教育 3 実態の把握 4 社会福祉の増進 5 相談・支援・人権擁護の充実
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
1. 人権意識の普及・高揚	部落差別問題啓発事業	部落差別問題に対する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るため、人権講演会の開催、チラシ配布等を関係機関・団体と連携して実施する。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 教育総務課
	広報誌・ケーブルテレビ等による啓発	8月「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」や「人権週間」時に広報誌への記事掲載や隣保館だよりの配付を行うほか、ケーブルテレビを活用し、啓発に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館
	市民・地域における啓発事業等の推進	部落差別問題の解決に向けた事業の推進を図るための調査・研究、講座や各種研修会の開催等を実施する。また、各種団体研修会へ講師派遣を行う。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館 教育総務課
	隣保館における啓発活動の推進	コミュニティセンターとして、相談事業や各種講座の開催、情報提供のための資料の貸出・配布を行い啓発に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館
	事業所における啓発推進	部落差別問題の早期解決を図るため、公正採用選考人権啓発推進員等と連携し、事業所における人権・部落差別問題研修、啓発活動の推進に努める。	B	人権啓発・部落差別解消推進課 関係各課
2. 教育の充実 ①学校教育	人権・部落差別解消教育の推進	全ての教育活動の基盤に人権教育を据え、教育活動を通じて計画的・系統的な部落問題学習を実施する	A	学校教育課
	体験活動の推進	地域と一体化した奉仕、勤労、世代交流等の体験活動を推進する。	A	学校教育課

	教職員研修会の推進	教職員の指導力の向上及び人権感覚の高揚を図り部落差別解消に向けた教育を充実させるため、人権教育研修会を実施する。	A	学校教育課
	進路保障の推進	すべての子どもたちの進路保障を行うため、進路保障協議会を核とし、困りある子どもや保護者の思いに向き合いながら、課題解決を図る	A	学校教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
	保護者に対する人権教育	部落問題に関する学習機会となる授業参観及び意見交換会を実施する。	A	学校教育課
2. 教育の充実 ②社会教育	部落差別解消教育の推進	地域における部落差別問題の正しい理解と知識を深める「豊後高田市人権セミナー（身近なじんけん講座）」等を実施する。	A	教育総務課
	公民館等における部落差別解消教育の推進	公民館等において、部落差別問題に関する正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。	C	教育総務課 中央公民館
	公民館等における啓発資料の整備	部落差別問題に関する資料や雑誌を並べたスペースを整備し「人権コーナー」とし、資料等の充実を図る。	A	教育総務課 中央公民館
3. 実態の把握	実態把握の実施と分析	人権に関する市民意識調査の実施及び、関係団体との連携を図りながら実態の把握に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館
4. 社会福祉の増進	福祉行政諸制度の活用	人権尊重社会の確立等を基本理念とした「豊後高田市地域福祉計画」に基づき、福祉施策の基本方針を示しながら地域福祉を推進する。	A	社会福祉課
	住民参加型活動の推進	隣保館を有効利用し、住民参加型活動を拡充する。	A	隣保館
	人権・部落差別解消保育の推進	保育所と連携し、人権・部落差別解消保育を推進する。	A	子育て支援課
5. 相談・支援・人権擁護の充実	相談・支援・人権擁護体制の充実	人権・部落差別問題の地域の窓口機関として、関係団体と協力し、地域住民のニーズの把握に努めるとともに専門相談機関との連携を推進する。	B	隣保館 人権啓発・部落差別解消推進課
	相談支援事業	ハローワーク、雇用対策協議会等の関係機関と連携して情報の収集等を行い、求人情報の提供を行いながら、相談支援に努める。	A	商工観光課 隣保館
	農業関連事業の推進	集落営農を推進し、各種農業支援制度の利用を進めていく。	A	農業振興課
	学校内の支援体制を充実	児童生徒の心理的ケアを図るために、校内相談窓口を設置するとともに、相談機関と連携し、支援体制の充実に努める。	A	学校教育課

2 女性の人権問題



【施策の方向性】

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

本市では、「豊後高田市男女共同参画計画」により、男女平等や男女共同参画推進に向けて家庭・地域・職場等あらゆる分野において男女共同参画推進施策を重要施策として位置づけます。

課題目標	1 男女共同参画社会を目指す意識づくり 2 誰もが安心して暮らせる社会づくり 3 男女が共に活躍できる環境づくり
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
1. 男女共同参画社会を目指す意識づくり	男女共同参画推進事業	男女共同参画への意識啓発のため、市報やホームページへの掲載、ケーブルテレビ等の広報のほか、講演会、街頭キャンペーン等を通して意識啓発を推進する。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 教育総務課
	男女共同参画に対する家庭教育の推進	PTA等と連携しての学習会や保護者の参観、懇談を通して男女共同参画に対する共通理解を図り、家庭での取組を推進する。	A	教育総務課 学校教育課
	学校における男女共同参画の推進	男女の固定的役割分担意識を見直すとともに、子どもの発達段階に応じた適切な指導を行いながら、男女共同参画社会の形成者の基礎を培う。	A	学校教育課
	職場や地域における男女共同参画の推進	男女共同参画意識向上を図るため、男性料理教室等を開催するほか、企業・団体への人権啓発研修を開催し、男女の固定的性別役割分担意識の解消に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 教育総務課 隣保館 中央公民館
	学校における男女平等教育の推進	男女の固定的役割分担意識を見直すとともに、性別で制限されることなく、自分の生き方を自己決定できる力を養う教育を推進する。	A	学校教育課
2. 誰もが安心して暮らせる社会づくり	女性相談事業の充実	職員の研修、相談窓口の広報を行うことで、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンス等に対する相談体制の充実を図る。	A	人権啓発・部落差別解消推進課
	DV被害者支援の推進体制の整備	関係機関のネットワークづくり、民間団体との連携を図る。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 子育て支援課
	職場における労働環境の整備	セクシュアルハラスメント防止に関するパンフレット等を窓口にて配布し、意識の啓発に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
3. 男女が共に活躍できる環境づくり	政策・方針決定の場への女性参画推進	審議会等の女性参画や公的役割への女性登用を促進し、あらゆる分野での男女共同参画を推進する。	A	関係各課

職場における男女の均等な機会と待遇の確保	男女雇用機会均等法を幅広く啓発するため、経済団体、各種関係団体と連携して啓発活動を実施する。改正育児・介護休業法の周知・普及に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
職場における労働環境の整備	セクシュアルハラスメント防止に関するパンフレット等を窓口にて配布し、意識の啓発に努める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
女性職員の役職登用の推進	女性の職域拡大と管理職登用を推進する。	B	総務課
延長保育、放課後児童クラブ等の推進	多様化するニーズに対応した延長保育や放課後児童クラブ等の充実を図り、仕事と家庭生活を両立し、安心して働き続けられる環境の充実を図る。	A	子育て支援課

3 子どもの人権問題



【施策の方向性】

人権尊重の精神のもと、子育ての負担の緩和、安心して子育てができる環境づくり、「ふるさとを、誇りをもって語れる」子どもたちの豊かな心と生きる力を育む教育、青少年の健全な育成を推進します。

課題目標	1 子育て支援の推進 2 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 3 相談・支援・権利擁護の充実
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
1. 子育て支援の推進	地域子育て支援拠点事業	花いろ等、地域子育て支援の拠点「花っこルーム」において、子育て支援サービスを促進する。	A	子育て支援課
	出張子育て支援	地域の子育て力の育成・強化のため親子遊び、情報提供、育児相談を実施する。	A	子育て支援課
	妊婦訪問、新生児訪問、育児支援訪問	妊婦、新生児、育児支援の必要な家庭を訪問することにより保健指導や母子保健サービスの紹介等を行う。	A	子育て支援課
	一時保育事業、一時預かり事業	保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等のため、一時的に子どもを預かる事業を実施する。	A	子育て支援課
	児童館での子育て支援	ボランティアの協力を得ながら、遊びを通して、子どもの健康増進と情操教育を図る。	A	児童館
2. 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	人権教育・心の教育を推進	互いの違いを認め合い、尊重しながら共に生きていくことの大切さを培うなどの心の教育の充実を図る。	A	学校教育課
	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動	青少年県育成協議会等と連携し、青少年の非行防止と子どもの安全確保に向けた取組を関係団体等と連携して実施する。	A	教育総務課
	学校・家庭・地域の連携協力推進事業（学びの21世紀塾）	公民館等を利用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、土曜日や夏休み等を主体にスポーツや文化活動、補充学習を推進する。	A	教育総務課 学校教育課
	子どもの人権に関する啓発推進	児童虐待防止に関する研修会、要保護連絡調整会議等を実施し、地域における子どもの人権意識の高揚を図る。	A	子育て支援課 人権啓発・部落差別解消推進課 教育総務課
3. 相談・支援・権利擁護の充実	児童の相談支援体制の充実	児童虐待発生防止のため、相談窓口を開設し、児童虐待への迅速な対応や継続的な支援を実施する。また、相談員の知識、技術の向上を図るため、定期的な各担当者会議や研修への参加を促進する。	A	子育て支援課

関係機関による児童虐待ネットワークの充実	児童相談所などの関係機関・団体で構成する要保護児童連絡調整会議の情報交換で、児童虐待の防止に取り組んでいる。病院や警察等さらなる緊密な連携・協力体制を確立し、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を行う。	A	子育て支援課 学校教育課 人権啓発・部落差別解消推進課 社会福祉課
コミュニティースクールの推進	家庭や地域の意向を把握・反映し、その協力を得るための学校運営協議会制度について検証を行い、学校運営協議会委員との連携を強化する。	A	学校教育課
スクールカウンセラー事業の推進	児童生徒へのカウンセリング及び保護者・教職員等への助言・援助を行い、学校における教育相談体制の充実を図る。	A	学校教育課
子どもと親の相談員事業の推進	小中学校に「教育相談コーディネーター」を配置し、不登校の早期発見や未然防止に努める。	A	学校教育課

4 高齢者の人権問題



【施策の方向性】

高齢者に対してこれまでは、とかく弱者あるいは保護を受ける立場にあるといったとらえ方をしている傾向が一部にありました。しかし、その人なりの信条や生き方を長年積み重ねてきた高齢者は、老いてなおかけがえのない知識をもった一人の人間です。豊かな人生経験をもつ高齢者が、その経験と知識を活かし、社会の一員として積極的に活動できる社会づくりをめざします。

課題目標	1 福祉教育の推進 2 社会教育の充実 3 保健・医療・福祉サービスの整備 4 高齢者に優しいまちづくり
------	---

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
1. 福祉教育の推進	高齢者に関する人権教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、「高齢者との交流の場の充実」、さらには「高齢者の人権についての学習」を深め、高齢者をめぐる問題を自分の課題として捉えるよう取組を進める。	A	学校教育課 教育総務課
	世代間交流事業	豊かな人生経験をもつ高齢者との世代間交流の場を設け、地域社会の活性化を進める。	A	社会福祉課 中央公民館 教育総務課
2. 社会教育の充実	老人クラブ活動等社会活動促進事業	老人クラブの組織等の育成と充実を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会活動に対して支援する。	A	社会福祉課
	いきがい公民館活動	高齢者の学習要求に応え、生きがいのある生活を実現するとともに、その学習成果を活かし、積極的な社会参加の推進を図る。	A	中央公民館 教育総務課
3. 保健・医療・福祉サービスの整備	介護保険事業の推進	高齢者が生活機能の低下や要介護状態になることを予防するための取組を推進し、要介護状態になった場合においても重度化を予防し、住み慣れた地域で自立した暮らしを続けることができるよう、適切な介護サービスの提供に努める。	A	保険年金課 関係各課
	声かけ見守り活動の展開	各地域に声かけ見守り活動を行う愛育会等を組織化して、一人暮らしの方や閉じこもりがちな方などの病気や事故などの異常等を早めに把握し、関係機関と連携した対応をし、官民一体となった活動を推進する。	A	健康推進課
	認知症高齢者対策	認知症の本人と家族を支えるため、正しい理解や対応力を習得する研修会を開催するとともに、介護者が情報交換や交流をはかれる体制を構築する。 認知症予防や早期発見を目的に、講演会や研修会、地域サロン等を通じて、正しい知識の普及啓発を進める。	A	社会福祉課 健康推進課 保険年金課
	特定健診・特定保健指導	生活習慣病の予防・改善を目的として健（検）診、保健指導を行い、高齢者の健康づくりに努める。	A	保険年金課 健康推進課

	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを中心として、虐待・生活相談等の個別相談を受けながら、それぞれの高齢者のニーズや状態の変化に応じた支援を図る。	A	保険年金課 社会福祉課 関係各課
4. 高齢者に優しいまちづくり	道路、公共施設のバリアフリー化の促進	バリアフリー法に基づき、高齢者が安心して暮らせる住環境の整備を進める。	A	社会福祉課 建設課 都市建築課 関係各課
	消費者生活相談	高齢者を対象とした悪質商法の排除のために啓発活動を強化する。また、消費生活相談により、迅速、丁寧な対応で高齢消費者の消費生活の安定と向上を図る。	A	市民課
	成年後見制度利用支援事業	障がい等で判断能力が不十分な者について契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見支援センターと連携し、制度利用促進のための普及活動および利用しやすい環境整備を図る	A	社会福祉課
	災害弱者対応	各地域において自主防災組織を活性化するとともに災害弱者対策への対応の自覚を促す。	A	総務課 社会福祉課

5 障がいのある人の人権問題



【施策の方向性】

障がいのある人が社会の一員として自立し、地域で共に生活するという「ノーマライゼーション」を基本に置いた施策が必要となっています。このためには生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、社会活動参加への促進、生活の質の向上、安全な暮らしの確保、心のバリアをなくすことなどがあげられます。そのために障がいのある人に対する無理解や偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、障がいのある人の自立支援と社会参加を可能とする環境整備を推進します。

課題目標	1 障がいのある人の人権の正しい理解と認識の促進 2 障がいのある人の主体性と権利の擁護 3 障がいのある人の社会参加の促進
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
1. 障がいのある人の人権の正しい理解と認識の促進	障がい者問題に対する啓発事業	障害者週間に合わせ、団体等と共同で街頭啓発を行うほか、ケーブルテレビや市報等を活用し、障がい者問題についての正しい理解と認識を深めるための取組や、学校、地域での講演会等による啓発活動を推進する。	A	社会福祉課 人権啓発・部落差別解消推進課 教育総務課
	学校での特別支援教育の推進	総合的な学習の時間を活用して、車椅子やアイマスク体験学習を行ったり、特別活動などにおいて障がいのある人との交流を行いながら、障がいのある人に対する理解や福祉に関する理解を深める。	A	学校教育課
	特別支援教育の充実	個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を推進する。	A	学校教育課
2. 障がいのある人の主体性と権利の擁護	相談支援事業の推進	障がいのある人の福祉に関する各般の問題に対し、障がいのある人及び保護者などの相談に応じて必要な情報提供や助言などを行う。障がいのある子どもの親の会の活動を支援する。	A	社会福祉課 健康推進課 子育て支援課
	障がい者支援給付事業	在宅の障がいのある人に対し、各種制度の利用援助を行うことで、障がいのある人やその家族の地域生活を支援する。	A	社会福祉課 関係各課
	障がい者福祉の促進	地域の実情にあったサービスの必要量の見込みを立て、利用者の自立に向けた支援を行う。	A	社会福祉課
	成年後見制度利用支援事業	障がい等で判断能力が不十分な者について契約の締結等が適切に行われるよう、広域型権利擁護センターと連携し、制度利用促進のための普及活動および利用しやすい環境整備を図る。	A	社会福祉課
3. 障がいのある人の社会参加の促進	コミュニケーション支援事業の推進	手話、点訳、音訳の講習会を実施するとともに、それぞれのサークルの活動支援を行う。	A	社会福祉課
	障がい者社会復帰施策の充実	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域移行支援、就労支援、共同生活援助など利用者の状況に応じた柔軟な支援を行う。	A	社会福祉課

	道路、公共施設のバリアフリー化の促進	バリアフリー法に基づき、障がい者が安心して暮らせる住環境の整備を進める。	A	社会福祉課 建設課 都市建築課 関係各課
--	--------------------	--------------------------------------	---	-------------------------------

6 外国人の人権問題



【施策の方向性】

外国人の方も、地域社会を共に構成する大切なメンバーです。国際交流を進める中でお互いを知り、学び合うことは、新たな文化や豊かな市民社会を創造していくことにもつながります。このため、地域住民と在日外国人とが常日頃からお互いを尊重し合える地域社会実現のため、今後とも人権教育・啓発のより一層の充実をめざします。

課題目標	1 外国人理解のための教育・啓発 2 外国籍市民が住みやすいまちづくり 3 国際交流の推進 4 外国人児童生徒の教育の充実
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
1. 外国人理解のための教育・啓発	地域・学校での異文化理解の取組	外国人の歴史・背景を学ぶことで偏見をなくし、異文化を正しく理解し、異なる文化や習慣をもった人々と交流し、共に生きていくための教育・啓発活動を推進する。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 地域活力創造課 学校教育課 教育総務課
	学校における国際理解教育の推進	時代の変化に対応し、国際的な視野に立って行動できる人材を育成する。	A	学校教育課
2. 外国籍市民が住みやすいまちづくり	各施設の案内板等の設置	必要により、外国語による各施設の利用（案内）看板等を設置する。また、外国語で案内できる職員の配置状況を提示する。	A	商工観光課 関係各課
	外国人に対する各種相談業務	関係機関と緊密な連携を図り、外国人が気軽に相談できる窓口業務並びに連絡調整業務に務める。	A	商工観光課 関係各課
	外国語版各種申請書、パンフレットの作成	必要により外国人向け各種申請書や観光・施設紹介等のパンフレットを作成する。	A	商工観光課 関係各課
3. 国際交流の推進	国際交流事業	多文化交流イベントを実施し、民族・文化・歴史を学習する機会の提供や啓発活動の充実を図る。	B	地域活力創造課 商工観光課 関係各課
4. 外国人児童生徒の教育の充実	外国人児童生徒の就学推進	外国にルーツをもつ児童生徒の就学支援を行う。また自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援体制の充実に努める。	A	学校教育課

7 医療をめぐる人権問題



【施策の方向性】

医療についての正しい知識の普及を図るための教育・啓発を推進し、感染者への偏見や差別を解消していくとともに、感染者の増加を予防していくことが重要です。特に、HIV感染症に関する正しい知識の普及や、ハンセン病元患者やその家族に対する偏見や差別を解消し、療養所入所者の社会復帰を促進していくことなど、様々な感染症に係る差別解消を促進するための教育・啓発に一層取り組んでいきます。

課題目標	1 医療に対する正しい知識・認識の推進 2 HIV感染症に関する正しい知識の促進 3 ハンセン病元患者の名誉の回復と正しい認識の促進
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事業名称	事業概要	目標年度	担当部署
1. 医療に対する正しい知識・認識の推進	患者に対する適正な医療の推進	患者の人権に配慮した適正な医療の提供についての啓発を進める。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 健康推進課
	医療関係団体への働きかけ	医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護ネットワーク協会等に対して人権研修の充実を働きかける。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 健康推進課
2. HIV感染症に関する正しい知識の促進	HIV感染症に関する人権教育の推進	地域や児童生徒の実態、発達段階に応じ、プライバシーの保護に配慮しながら、取組みを進めていく。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 健康推進課 学校教育課 教育総務課
3. ハンセン病に関する正しい認識の促進	ハンセン病に関する人権教育の推進	ハンセン病患者・元患者・その家族に対する差別や偏見をなくすための取組みを進めていく。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 健康推進課 学校教育課 教育総務課

8 さまざまな人権問題



【施策の方向性】

前項までの分野のほか、プライバシーをめぐる問題、インターネットによる問題、犯罪被害者やその家族など人権をめぐる問題がさまざまな形で社会に存在しています。さらには複合差別の問題も生じてきています。

最近では、性自認と性的指向に関係する性的少数者の人権問題への理解と対応が求められています。これらさまざまな人権問題の中には、一地方自治体だけで解決することが難しいものもあり、国・県の動向も把握しながら対応していく必要があります。

課題目標	1 プライバシー保護 2 ネット社会の人権侵害 3 犯罪被害者やその家族 4 性的少数者の人権問題 5 その他の人権問題
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題目標	事業名	概要	目標	担当部署
1. プライバシー保護	職員の意識の向上	個人情報保護制度に関する研修会を開催し、常日頃から意識向上を図る。	A	総務課
	市民、事業者への相談活動と啓発活動	事前登録型本人通知制度の周知等、個人情報保護についての啓発を推進する。	C	市民課 人権啓発・部落差別解消推進課
	不必要な記載項目の改善	各種申請書やアンケート調査票について、不必要な記載項目の点検を行い、削除を行う。	A	全課
2. ネット社会の人権侵害	モラル啓発	市報・HP・ケーブルテレビ等の活用により啓発を推進すると共にモニタリングを実施する。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 教育総務課
3. 犯罪被害者やその家族	被害者支援機関・団体のネットワークの活性化を図る	(社)大分被害者支援センターなどとのネットワークによる支援体制の充実	A	市民課 人権啓発・部落差別解消推進課
4. 性的少数者の人権問題	性的少数者に関する人権教育の推進	性的少数者に対する正しい理解と知識を深め、当事者に対する差別や偏見をなくすために、講演会や研修会を開催し、学習を進めていく。	A	人権啓発・部落差別解消推進課 学校教育課 教育総務課
5. その他の人権問題	さまざまな人権問題に対する啓発	さまざまな人権問題について各種啓発事業で取り上げ、必要に応じて啓発資料を作成・配布し、市民の理解を得る。	A	人権啓発・部落差別解消推進課